

13 平成 20 年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	—	1,810	1	1,811	—
構 成 比	—	100.0%	—	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成 20 年 4 月 1 日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。

(注) 3 所得割については、北海道夕張市のみ超過税率(6.5%)を採用している。

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000 円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	—	1,810	1	1,811	—
構 成 比	—	100.0%	—	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1,2 に同じ。

(注) 2 均等割については、北海道夕張市のみ超過税率(3,500 円)を採用している。

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課税団体
		12.6% ~13.1%	13.2% ~13.9%	14.0% ~14.6%	14.7%	小計		
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	5	5	7	20
人口 5 万 以上 50 万未満の市	98	1	10	8	199	218	316	194
人口 5 万未満の市	74	5	6	7	131	149	223	23
町 村	593	15	25	27	314	381	974	31
合 計	767	21	41	42	649	753	1,520	268
構 成 比	50.5%	1.4%	2.7%	2.8%	42.7%	49.5%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課税団体
			50,100 円~ 54,900 円	55,000 円~ 57,900 円	58,000 円~ 59,900 円	60,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	22	—	—	—	4	4	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	375	—	1	—	117	118	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,389	—	4	1	374	379	1,768	20
構 成 比	—	78.6%	—	0.2%	0.1%	21.2%	21.4%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	22	—	—	—	4	4	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	370	—	2	—	121	123	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,384	—	5	1	378	384	1,768	20
構 成 比	—	78.3%	—	0.3%	0.1%	21.4%	21.7%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	370	—	1	—	122	123	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,383	—	4	1	380	385	1,768	20
構 成 比	—	78.2%	—	0.2%	0.1%	21.5%	21.8%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	369	—	1	—	123	124	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,382	—	4	1	381	386	1,768	20
構 成 比	—	78.2%	—	0.2%	0.1%	21.5%	21.8%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	125	126	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,380	—	4	1	383	388	1,768	20
構 成 比	—	78.1%	—	0.2%	0.1%	21.7%	21.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (400,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	125	126	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,380	—	4	1	383	388	1,768	20
構 成 比	—	78.1%	—	0.2%	0.1%	21.7%	21.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (410,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	125	126	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,380	—	4	1	383	388	1,768	20
構 成 比	—	78.1%	—	0.2%	0.1%	21.7%	21.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (1,750,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	125	126	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,380	—	4	1	383	388	1,768	20
構 成 比	—	78.1%	—	0.2%	0.1%	21.7%	21.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (3,000,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	125	126	493	17
人口 5 万未満の市	—	178	—	1	—	65	66	244	2
町 村	—	814	—	2	1	188	191	1,005	—
合 計	—	1,380	—	4	1	383	388	1,768	20
構 成 比	—	78.1%	—	0.2%	0.1%	21.7%	21.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		ほか不 均一課 税団体
	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	市町村数	比 率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	10
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	473	91.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	42	8.2	515	100.0	118
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	42	8.2			
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	195	80.6	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	44	18.2	242	100.0	64
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	47	19.4			
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	933	92.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	53	5.3	1,004	100.0	87
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	18	1.8			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	71	7.1			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,629	91.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	139	7.8	1,789	100.0	279
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	21	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	160	8.9			

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。